令和8年度　税制改正大綱　～法人税～

令和8年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、法人税の改正の概要についてお知らせいたします。

＜法人課税＞

1　特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等（仮称）を取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除が認められます。

（1）創設の基本的考え方

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するためには、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上による果実が賃上げにつながる好循環をより強固なものとし、こうした好循環を海外市場と結びつけることで、グローバル市場で稼ぐ力を強化していくことが極めて重要である。

近年、国内設備投資は増加傾向にあるが、こうした基調を加速させ、足元の供給力不足を解消し、人口減少下でも拡大する内需が成長を牽引するとともに、世界にとって不可欠な製品・サービスの輸出を拡大することにより、中長期的な経済成長を実現していく。こうした考え方の下、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設する。具体的には、全ての業種を対象とし、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値 の投資を推進する（建物を含め、投資下限額 35 億円以上（中小企業者等につ いては５億円以上）及びＲＯＩ水準 15%の高い基準を満たす設備投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用する。）。また、輸出入取引に係る条件の著しい変化など事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、最大３年間の繰越税額控除を可能とする。

（2）改正の内容

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置・工具・器具備品・建物・建物附属設備・構築物及びソフトウエアで、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和 11 年３月 31 日までの間に 経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその取得価額の７%（建物・建物附属設備及び構築物については、４%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の 20%を上限とし、控除限度超過額は３年間の繰越しができることとする。

適用対象者・・・青色申告書を提出する法人

対象資産・・・その法人の事業の用に直接供される建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具及び器具備品、ソフトウェアで一定規模以上のもの（※１）

なお、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等、貸付けの用に供されるものは対象外

（※１）一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- 建物：一の取得価額が 1,000 万円以上のもの
- 建物附属設備：一の取得価額が 120 万円以上のもの（一の取得価額が 60 万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。）
- 構築物：一の取得価額が 120 万円以上のもの
- 機械装置：１台又は１基の取得価額が 160 万円以上のもの
- 工具及び器具備品：１台又は１基の取得価額が 120 万円以上のもの（１台又は１基の取得価額が 40 万円以上、かつ、一事業年度における取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む。）
- ソフトウエア：一の取得価額が 70 万円以上のもの

（3）適用時期　改正産業競争力強化法の施行日～2029 年（令和 11 年）３月 31 日までの間に経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日以後５年を経過する日までの期間内に、事業の用に供した資産に適用されます。

自民党税制調査会資料

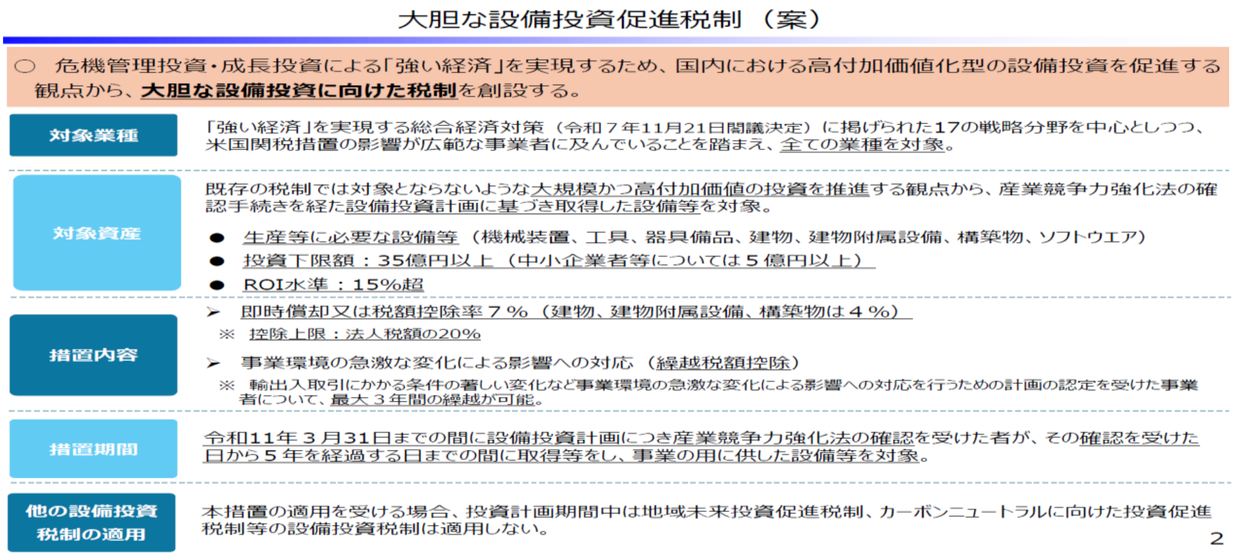

２　研究開発税制の見直し
(1)戦略技術領域型に関する新制度の創設

　AI・量子・バイオ等、国家としての戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「戦略技術領域型」を創設し、国が認定する研究計画について、既存の研究開発税制と別枠の税額控除率を設定する。

改正の内容

対象法人	青色申告書を提出する法人で、産業技術力強化法の改正法の施工日から令和 11 年３月３１日までの間に同法の重点研究開発計画（仮称）について認定を受けたもの
対象期間	産業技術力強化法の重点研究開発計画の認定の日以後 5 年を経過する日又は計画期間終了日のいずれか早い日までの期間内の日を含む各事業年度
措置内容	重点産業技術試験研究費の額×40% （特別重点産業技術試験研究費の額の場合は 50%） （注）当期の法人税額の 10%を上限とし、控除限度超過額は３年間の繰越しができる

(2)一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）の見直し

　一般型については、令和９年４月１日以後に開始する各事業年度の税額控除率の見直しや、税額控除率の上限を１４%とする特例の適用期限が３年延長されます。

①【一般型】控除率の見直し

　試験研究費を増加させるインセンティブをさらに強化する観点から、控除率が次のように見直される。
　税額控除率（上限１４%）
（イ）試験研究費割合　≦　１０%の場合
　・増減試験研究費割合　＞　１５%の場合
　　１１．５%　＋　（増減試験研究費割合　－　１５%）　×　０．３７５
　・3%　＜　増減試験研究費割合　≦　１５%の場合
　　８．５%　＋　（増減試験研究費割合　－　3%）　×　０．２５
　・増減試験研究費割合　≦　3%の場合
　　８．５%　＋　（増減試験研究費割合　－　3%）　×　１３分の８．５
（ロ）上乗せ措置　試験研究費割合　＞　１０%の場合
　上記の税額控除率　＋　（上記の税額控除率）×（試験研究費割合－１０%）×０．５

②【一般型】控除上限の見直し

　（イ）法人税額　×　２５%
　（ロ）上乗せ措置
　次の場合は、それぞれの金額を上乗せ
　・試験研究費割合が 10%超の場合
　法人税額　×（試験研究費割合　－　10%）×2 の上乗せ
　（上限：法人税額×10%）
　（2）研究開発を行う一定のベンチャー企業
　法人税額×15%の上乗せ
（ハ)）控除上限の変動
次の場合には、それぞれの金額を上乗せ又は減額
・増減試験研究費割合が 7%超の場合
　法人税額×（増減試験研究費割合　－　7%）×　0.625%の上乗
（5%が上限）
・増減試験研究費割合がマイナス 1%を下回る場合
法人税額　×（マイナスの増減試験研究費割合－1%））×0.625%の減額
（5%が上限）

(3)　中小企業技術基盤強化税制の見直し

　改正の基本的考え方

中小企業技術基盤強化税制について、一時的な赤字等であっても継続的な研究開発を促す観点から、新たに３年間の繰越税額控除を導入する。

　改正の内容

中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。
イ 増減試験研究費割合が 12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を３年延長する。
ロ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を３年延長する。
ハ 控除限度超過額については、３年間の繰越しができることとする。

３　賃上げ促進税制の見直し

●大企業向けは適用期限到来前に廃止される。
● 中堅企業向けは適用期限到来をもって廃止される。また、適用期限までに開始する事業年度の給与等の増加割合の引き上げ、税額控除率の上乗せについて見直しを行う。
●中堅企業向け、中小企業向けにおける教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。

（１）現行制度のあらまし

自民党税制調査会資料

賃上げ促進税制（令和6年度税制改正後）

適用期限：令和９年３月31日

	大企業向け		中堅企業向け※1		中小企業向け	
【適用要件】						
■ 給与総額の増加率	継続雇用者の給与総額※2：対前年度増加率３%以上				雇用者全体の給与総額：対前年度増加率１.５%以上	
■ マルチステークホルダーへの配慮※3	従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること					
【税額控除】	〔控除率最大３５%〕		〔控除率最大３５%〕		〔控除率最大４５%〕	
■ 控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額					
■控除率 基本	10%		10%		15%	
■控除率 上乗せ（賃上げ）	＋５%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率４%以上	+15%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率４%以上	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率２.５%以上
	+10%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率５%以上				
	+15%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率７%以上				
■控除率 上乗せ（教育訓練費）	＋５%	教育訓練費が、対前年度増加率10%以上、かつ、雇用者全体の給与総額の0.05%以上			+10%	教育訓練費が、対前年度増加率５%以上、かつ、雇用者全体の給与総額の0.05%以上
■控除率 上乗せ（子育て支援・女性活躍）	＋５%	プラチナくるみん又はプラチナえるぼしの認定	＋５%	プラチナくるみん、プラチナえるぼし又はえるぼし３段階目の認定	＋５%	プラチナくるみん、くるみん、プラチナえるぼし又はえるぼし２段階目以上の認定
■ 控除しきれない金額					５年間の繰越しが可能※4	

※１　常時使用する従業員数が2,000人以下の法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が対象。
※２　「継続雇用者」とは、当期及び前期の全ての月において給与等の支給を受けた一定の国内雇用者をいう。
※３　大企業向け措置は「資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上」又は「常時使用従業員数2,000人超」の法人が、中堅企業向け措置は「資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上」の法人が、それぞれ対象。
※４　繰越控除をする年度は、当期の雇用者全体の給与総額が、前期の雇用者全体の給与総額を超える場合を要件とする。
※５　控除上限額は、当期の法人税額の２０%を上限とする。

24

(2) 改正の基本的考え方

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを強化する観点から、令和６年度税制改正において、賃上げ促進税制を抜本的に強化した。

一方、足元では賃金上昇率がバブル期以来の水準となる高い伸びを示しており、本税制の要件となる水準を大きく上回る状況にある。このように、企業の賃上げをめぐる状況は 令和６年度税制改正当時と大いに様変わりしている。

こうした状況に鑑み、コーポレートガバナンス改革に基づく人的資本への投資促進の要請や、税制が生産性の高い分野への労働移動を阻害する可能性、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、大企業向け措置については適用期限を待たずに廃止する。

中堅企業向け措置については、令和８年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する。

一方、中小企業向け措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、令和８年度は現行制度を維持することとし、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。

なお、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額を税額控除額が上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止する。

自民党税制調査会資料

賃上げ促進税制見直し（案）

○ 足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、**大企業向けの措置を廃止**。
○ **中堅企業向けの措置は**、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から**要件を見直し、令和９年度に廃止**。
○ **教育訓練費にかかる上乗せ措置**については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ**廃止**。

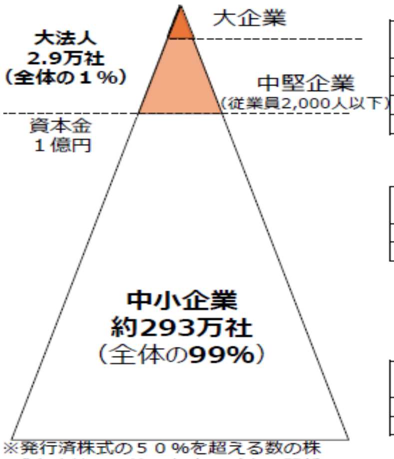

※発行済株式の５０%を超える数の株式を直接・間接に有する（支配関係がある）他の法人との合計で常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は中堅企業向け措置の対象外

大企業向け

継続雇用者給与総額	控除率
+3%	10%
+4%	15%
+5%	20%
+7%	25%

中堅企業向け

継続雇用者給与総額	控除率
+3%	10%
+4%	25%

中小企業向け

全雇用者給与総額	控除率
+1.5%	15%
+2.5%	30%

※　控除上限：当期の法人税額の20%
※　中小企業向け措置については、5年間の繰越控除が適用可能

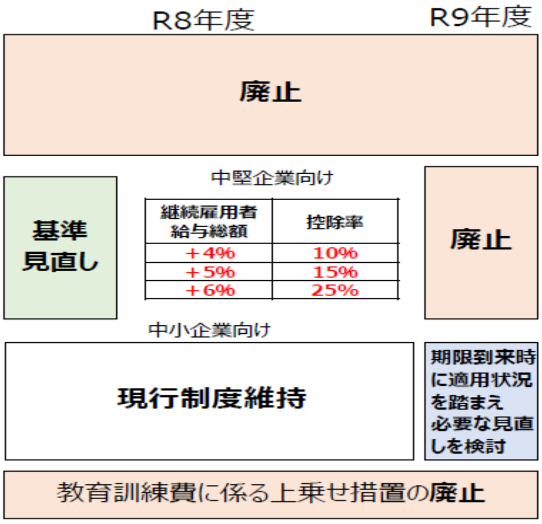

※　子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（+5%）は維持。

7